

## 貸切バス運行規約

本規約は、乗車資格者が福島交通(株)貸切バスをご利用いただく際の、乗車資格者と福島交通(株)との間の一切の關係に適用されます。

## 定義

「乗車資格者」とは本規約を承諾のうえ、予約登録をしていただいた方をいいます。

## 利用規約の範囲

国土交通省が定める一般貸切旅客自動車運送事業の運送約款等により取り扱います。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款

〔目 次〕

第 1 章 総 則

第 一 条 適用範囲

第 二 条 係員の指示

第 2 章 運送の引受け及び乗車券

第 三 条 運送の引受

第 四 条 運送の引受及び継続の拒絶

第 五 条 運送の申込み

第 六 条 運送契約の成立

第 七 条 運送契約の内容の変更等

第 八 条 乗車券の所持等

第 九 条 乗車券の再発行

第 十 条 乗車券の無効

### 第 3 章 運賃及び料金等

第十一条 運賃及び料金

第十二条 運賃の割引及び割増し

第十三条 運賃及び料金の支払時期

第十四条 運送に関する経費

### 第 4 章 特殊な取扱い

第十五条 違約料

第十六条 配車日時に旅客が乗車しない場合

第十七条 運送継続拒絶の場合

第十八条 異常気象時等における措置

第十九条 運賃及び料金の精算

### 第 5 章 責 任

第二十条 乗車資格者に対する責任

第二十一条 同 上

第二十二条 同 上

第二十三条 乗車資格者の責任

## 第 1 章 総 則

### (適用範囲)

第 1 条 福島交通(株)の経営する一般貸切旅客自動車運送事業（国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客運送を行う場合を除く。）に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 福島交通(株)がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

3 福島交通(株)の経営する一般貸切旅客自動車運送事業のうち乗合旅客の運送許可に基づく旅客にかかる運送約款は、一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款によります。

### (係員の指示)

第 2 条 乗車資格者は、福島交通(株)の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

2 福島交通(株)は、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車資格者の代表者の選任を求めることがあります。

## 第 2 章 運送の引受け及び乗車券

(運送の引受け)

第 3 条 福島交通(株)は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限する場合を除いて、乗車資格者の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第 4 条 福島交通(株)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 乗車資格者が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 乗車資格者が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき
- (8) 乗車資格者が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (9) 乗車資格者が監護者に伴われていない小児であるとき
- (10) 乗車資格者が付添人を伴わない重病者であるとき

(11) 乗車資格者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

(運送の申込み)

第 5 条 福島交通(株)に乗車資格者の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

(1) 乗車資格者の氏名又は名称及び住所又は連絡先

(2) 福島交通(株)と運送契約を結ぶ者（以下「契約責任者」という。）の氏名又は名称及び住所

(3) 乗車資格者の団体の名称

(4) 乗車申込人員

(5) 乗車定員別又は車種別の車両数

(6) 配車の日時及び場所

(7) 旅行の日程（出発時刻、終着予定時刻、目的地、主たる経過地、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他車両の運行に関連するもの）

(8) 運賃の支払方法

(9) 第 12 条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨

(10) 特約事項があるときは、その内容

2 前項第9号に該当する場合には、第1項の運送申込書に所定の証明書を添付

しなければなりません。

3 第1項の場合（同項第9号に該当する場合を除く。）において、

福島交通(株)が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他

の情報通信の技術を利用する方法であって当社で定めるものをいう。以下同じ。）

による運送の申込み方法を定めているときは、第1項の運送申込書の提出に代えて、

当該運送申込書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。

この場合において、当該申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送契約の成立）

第 6 条 福島交通(株)は、前条第1項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、第13条第1項の規定により、運賃及び料金の支払いを求めます。

2 福島交通(株)は、第13条第1項の規定により、所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、前条第1項各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した当社所定の乗車券（以下「乗車券」という。）を発行し、これを契約責任者に交付します。

3 前2項の規定にかかわらず、福島交通(株)が運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。

4 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。

(運送契約の内容の変更等)

第 7 条 運送契約の成立後において、契約責任者が第 5 条第 1 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾を求めなければなりません。ただし、緊急の場合及び当社の認める場合は、書面の提出を要しません。

2 福島交通(株)は、前項の場合において、変更しようとする事項が当初と著しく相違する場合その他運行上の支障がある場合には、その変更を承諾しないことがあります。

3 福島交通(株)は、車両の故障その他緊急やむを得ない事由により、契約された運送を行い得ない場合は、運送契約を解除し、又は契約責任者の承諾を得て、運送契約の内容を変更することがあります。

4 福島交通(株)は、第 1 項又は前項の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更を生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の書換えを行います。

5 第 1 項の場合において、福島交通(株)が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法を定めているときは、第 1 項の書面の提出に代えて、当社の承諾を当該電磁的方法により求めることができます。この場合において、当該契約責任者は、当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

(乗車券の所持等)

第 8 条 乗車資格者は、または契約責任者は乗車券を所持しなければ、乗車できません。ただし、福島交通(株)が特に認めた場合は、この限りではありません。



2 乗車資格者は、福島交通(株)の係員が乗車券の記載事項を確認するため、乗車券の呈示を求めたときは、これに応じなければなりません。

3 第 12 条第 1 項の規定により運賃の割引を受ける乗車資格者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、かつ、福島交通(株)の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これに応じなければなりません。

(乗車券の再発行)

第 9 条 福島交通(株)は、乗車券を契約責任者が紛失した場合又は契約責任者に交付した乗車券が災害その他の事故により滅失した場合には、契約責任者の請求により、配車の日の前日において乗車券の再発行に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失又は滅失による再発行である旨を明示します。

(乗車券の無効)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。

- (1) 不正に使用しようとしたもの
- (2) 不正の手段により取得したもの
- (3) 解約に係るもの
- (4) 書換え又は再発行した場合における原券

第 3 章 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第 11 条 福島交通(株)が收受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所その他の事業所に掲示します。

(運賃の割引及び割増し)

第 12 条 福島交通(株)は、次の各号のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところにより運賃を割り引きます。

(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に通学又は通園する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を提出したもの

(2) 児童福祉法第 7 条に規定する施設、身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設、障害者自立支援法附則第 4 1 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第 5 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項の規定による施設に収容されている者の団体で、当該施設の責任者が引率し、かつ、当該施設の長の発行する証明書を提出したもの

2 福島交通(株)は、前項の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して、運賃を割り引きます。

3 福島交通(株)は、地方運輸局長に届け出たところにより、特別な設備を施した車両を使用する場合等には、運賃の割増しをします。

(運賃及び料金の支払時期)

第 13 条 福島交通(株)は、契約責任者に対し、第 5 条第 1 項の運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金の 20%以上を、配車の日の前日までに所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求めます。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払時期について特別の定めをすることがあります。

(1) 官公署

(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校

(3) 児童福祉法第 7 条に規定する施設、身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設、障害者自立支援法附則第 4 1 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設及び同法附則第 5 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設

(4) 福島交通(株)と常時取引のある者

(運送に関連する経費)

第 14 条 ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。

## 第 4 章 特殊な取扱い

(違約料)

第 15 条 福島交通(株)は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。

配車日の 14 日前から 8 日前まで 所定の運賃及び料金の 20%に相当する額

配車日の 7 日前から配車日時の 24 時間前まで 所定の運賃及び料金の 30%に相当する額

配車日時の 24 時間前以降 所定の運賃及び料金の 50%に相当する額

2 福島交通(株)は、契約責任者が、その都合により配車車両数の 20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。

3 福島交通(株)は、前 2 項の場合において、第 13 条の規定により契約責任者から收受した運賃及び料金があるときは、これを違約料に充当することがあります。

4 福島交通(株)は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、契約責任者に対し、第 1 項又は第 2 項の例により、違約料を支払います。

5 前 4 項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

(配車日時に乗車資格者が乗車しない場合)

第 16 条 福島交通(株)は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発時刻から 30 分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しません。

(運送継続拒絶の場合)

第 17 条 乗車資格者が第 4 条各号（第 5 号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、当該乗車資格者について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします。

(異常気象時等における措置)

第 18 条 福島交通(株)は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

(運賃及び料金の精算)

第 19 条 福島交通(株)は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。

2 福島交通(株)は、自動車の故障その他当社の責に帰すべき事由により、当社の自動車の運行を中止したときは、次の区分により、運賃及び料金の払戻しをします。

(1) 目的地の一部にも到達しなかった場合すでに収受した運賃及び料金の全額 (2) (1) 以外の場合  
運行を中止した区間に係る運賃及び料金の額

3 前項の場合において、福島交通(株)がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を  
提供した場合において、乗車資格者がこれを利用したときには、前項の規定は適用しません。

## 第 5 章 責 任

(乗車資格者に対する責任)

第 20 条 福島交通(株)は自動車の運行によって、乗車資格者の生命又は身体を害したときは、これによって  
生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、福島交通(株)及び福島交通(株)の係員が自動車の運行に関し  
注意を怠らなかったこと、当該乗車資格者又は福島交通(株)提携バス会社の係員以外の第三者に故意又は  
過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この  
限りではありません。

2 前項の場合において、福島交通(株)の乗車資格者に対する責任は、その損害が車内において、又は乗車資  
格者の乗降中に生じた場合に限りです。

第 21 条 福島交通(株)は、前条の規定によるほか、その運送に関し乗車資格者が受けた損害を償する責に任  
じます。ただし、福島交通(株)及び福島交通(株)の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したと  
きは、この限りではありません。

第 22 条 福島交通(株)は、天災その他担当バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確  
保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって乗車資格者が受けた損害を賠償す  
る責に任じません。

(乗車資格者の責任)

第 23 条 福島交通(株)は、乗車資格者の故意若しくは過失により又は乗車資格者が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより担当バス会社が損害を受けたときは、その乗車資格者に対し、その損害の賠償を求めます。

## その他

乗車資格者には国内旅行保険に加入することをお勧めします。